

教科書文庫
4
110
51-1934
2000014530

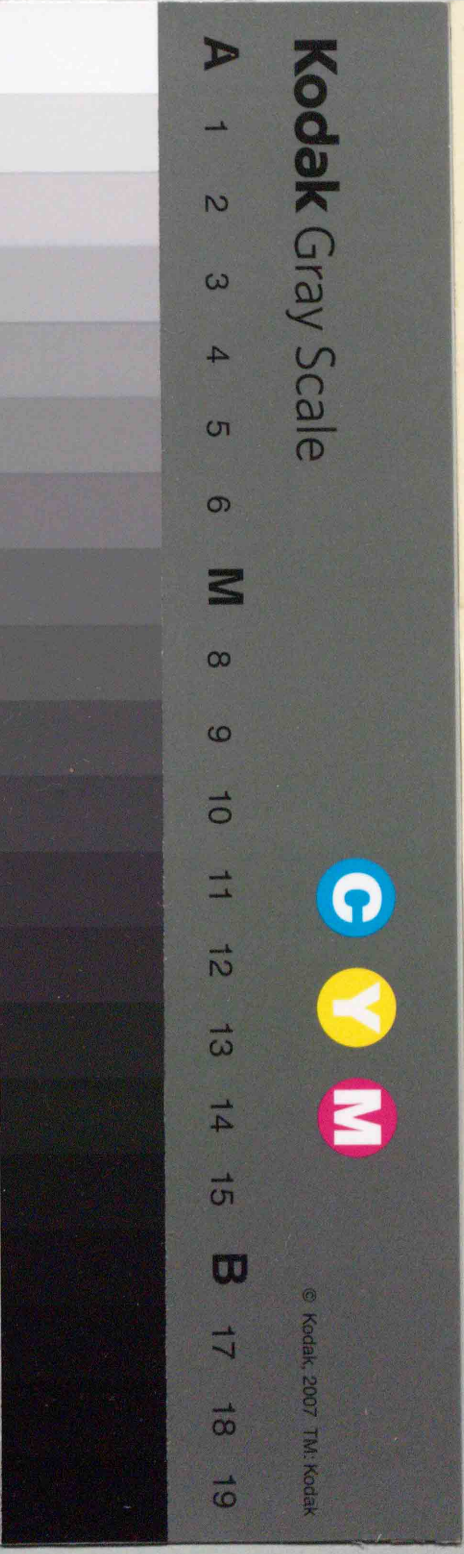
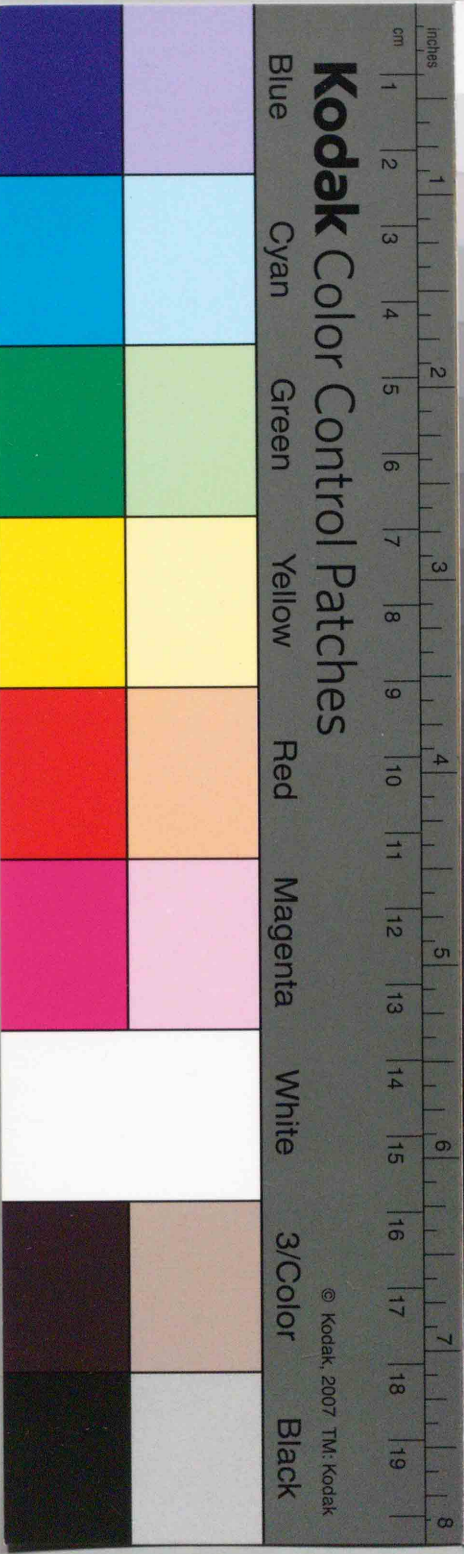
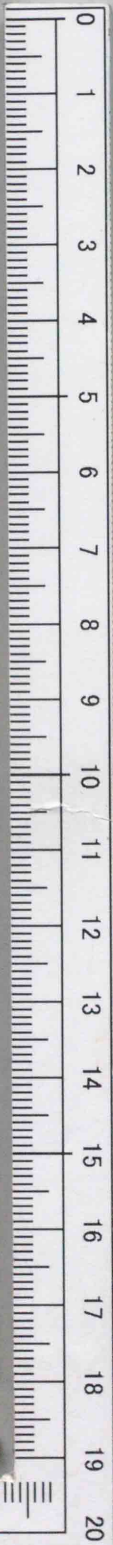
師範學校
新修身書

一卷

文藝博士
吉田靜致著



東京
實文館藏版



40526

教科書文庫

4
110
51-1934
20000 14530



日九十月一年九和昭
濟定檢省部文
用科身修校學範師

教科書文庫
4
110
51-1934
2000014530

資 料 室

375.9
Y019

校學範師
書身修新
一 卷

士博學文
著致靜田吉

広島大学図書
2000014530


京 東
版 藏 館 文 寶

廣島大學
圖書印



天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て
治らせさきく寶祚の隆えまさんこと天
壤と與に窮なかるべし

御誓文

一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
ラシメン事ヲ要ス
一舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地
神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆
亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年戊辰三月十四日

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ
修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戦後日
尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我力忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕力旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵 桂 太郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作
シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサ
セラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭
示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒急
ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ
興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災
變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セム
コトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆
國民ノ精神ニ待ツラヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張

ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵 山本權兵衛

以下各大臣副署

昭和元年
十二月二十八日

踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラントヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ領テ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼テ志ヲ繼明ニ尚クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル
輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ク擧國

一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕力カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇ノ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕力躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率斗テ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ
皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建

ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風
ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト
億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコ
ト無カラムコトヲ庶幾フ
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ
隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世
界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有
衆其レ心ヲ協ヘカヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ
弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降
鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

例言

一、本書は教育に關する勅語の御旨趣と師範教育令の精神とに基づき、昭和六年改正の師範學校規程並に修身科教授要目に準據して、編述したものである。

二、本書の敘述はなるべく簡約を旨として、大綱を記するに止めたるを以て、實際の教授に於ては社會の狀勢と地方の事情とに顧みて、適切なる事例を擧げ、之を補説して、十分生徒の情意に訴へ、且實踐を指導せられたいものである。

三、第一卷に作法要項を抄記して入れたるは稍、其の體を爲さないやうであるが、別冊となすときは時間なき爲に往々授けざることあ

る懸念より爲したのである。

昭和八年九月

著者識

師範學校

新修身書 卷一

目次

第一章	師範學校生徒心得	一
第一節	立志	一
第二節	師範教育	六
第三節	校風の振作	一〇
第二章	教育に關する勅話	一三
第一節	勅語御下賜の由來	一三
第二節	教育に關する勅語(一)	一六
第三節	教育に關する勅語(二)	二二

第四節	教育に關する勅語(三)	三五
第五節	教育に關する勅語(四)	三六
○ 第三章	心身の修養	三三
第一節	健康の増進	三三
第二節	知識の收得	三五
第三節	徳性の涵養(一)	三六
第四節	徳性の涵養(二)	三六
第五節	讀書	三七
第六節	形と心	三九
○ 第四章	作法(文部省作法教授要項抄)	三九
第一節	姿勢進退及敬禮	三九

第二節	服裝及授受進撤	六六
第三節	招待應招及食事饗宴	六七
第四節	言語應對接遇及紹介の心得	六八
第五節	訪問の心得	六九
第六節	贈答の心得	七〇
第七節	集會の心得	七一
目次終		



師範學校 新修身書 卷一

文學博士 吉田 靜致 著

第一章 師範學校生徒心得

第一節 立志

青年期

草木は春萌え出で、夏茂り、秋實る。春は發育の期で、此の期に灌漑培養の功に因つて十分の成育を遂げたものが、夏秋に至つて良好の結果をあげる。青年は人生の春である。後年の活躍は青年時代の修養に俟つ。實に人間一生の運命は此の期に於

て決定せられると言ふも過言ではない。之を身體に就いて見よ。よし生來蒲柳の質なりとも、若し此の期に於て十分の注意を以て攝生と鍛鍊とを加へるならば、殆ど體格を改造して、頑健常人を凌ぎ、能く天壽を完うすることが出来るのである。此の理は精神に就いても亦變らない。故に人は青年時代に於て、刻苦勵精、心身の修養に努めねばならぬ。

然るに一面、青年期は又所謂人生の春として、最も楽しい時期である。此の期に於ては何事にも興味を感じ、動もすれば樂しみに溺れ易い。随つて又時間を浪費し、修養の時機を空しく逸することが多いのである。

人生は再び之を繰返すことは出来ない。一度過ぎ去つた青年期は永久に之を恢復する事が出来ぬ。故に此の期に於て、深

立志の必要

立志

く自ら工夫して、修養を加へ、悔を後年に遺さぬやうに心懸けねばならぬ。而して是が爲には、先づ其の志を立てることが肝要である。志の未だ立たざる者は舵なき船の浪のまに／＼漂ふと等しく、一定の方針なく、勤惰も亦恒ならぬことが多い。志が一度立てば發奮の氣は自ら湧き來るのである。王陽明曰く、學は志を立つるより先なるはなし、志の立たざるは、猶其の根を種ゑずして、徒らに培養灌漑を事とするが如く、勞苦して成ることなしと。斯くて門弟に示す教條にも立志を第一條にしてある。人には能不能、適不適がある。故に志を立てるには、先づ自己の性能に従ひ、家庭其の他の事情を考慮し、父兄師友の意見を聽いて、十分熟慮の上、慎重に決定せねばならぬ。斯くして自己の進路を定め、理想を立てて、一意専心、是が達成に努力すべきであ

第一人者たらん決心

る。

斯く進路が定まり、理想が立つても、初は極めて漠然たるを免れぬが、日に月に自己の知見進み、修養加るに随つて、其の理想の内容は次第に具體的になり、明確になつて行く。而して理想低ければ小成に安んじ易く、理想高ければ自ら發奮努力するに至るのである。故に、如何なる方面に向ひ、如何なる職業を選定するとも、必ず其の方面、或は其の職業に於ける第一人者たらんの決心が最も肝要である。殊に道德の修養に至つては、苟くも人たる以上は何人も勉むべきであり、且又何人も努めて止まざれば崇高なる人格者たり得ない道理はない。舜何人ぞや、我何人ぞや。彼も人、我も人。其の異なる所は、彼は琢磨の効を經、我は未だ然らずといふだけである。若し、發奮努力、艱難に屈せず、小

吾等の道

成に安んぜず、絶えず修養を加へ、鍊磨の功を積み行かば、吾も亦舜たるを得るのである。

吾等は今や師範學校に入學し、卒業の上は社會に立つて教師となり、將來國家を負擔すべき小國民を教育して、我が帝國に貢獻せんとして居る。吾等の理想は此にある。我が志は既に立ち、我が道は既に開かれたのである。吾等は今は唯、一意邁進すべきのみである。故に先づ師範教育の精神を了解して、常に徳性の涵養身體の鍛鍊及び學術の收得の爲に努力し、飽く迄も其の大成に心がけ、決して中道にして廢するやうなことがあつてはならぬ。

昔中江藤樹は十一歳の時、大學を讀み、天子より以て庶人に至るまで、一に是皆身を修むるを以て本と爲すといふ句に至つて

深く感じて、幸なるかな、此の經の今に存することや、聖人豈に學びて至るべからざらんや」と云つて、吾も必ず聖人とならんと堅く覺悟をきめて學に勵んだ。果して遂に近江聖人として世に仰がれるまでになつた。又伊能忠敬は晩年になつて測量に従事して、遂に彼の偉業を完成した。古人曰く、志ある者は事遂に成ると。

第二節 師範教育

師範教育

我が國の師範教育は、創設以來すでに六十年を經過して、國運發展の上に尠からざる功績を擧げ、光榮ある歴史を有して居る。吾等は今や斯道に進まんとして居るのである。されば吾等師範生徒たる者は、善く其の精神の存する所を究めて専心努力し

師範教育令の
三徳

順良
信愛
威重

生徒教養の要
件

て、其の目的に副はんことを心掛けなくてはならない。

明治三十年發布の師範教育令第一條には

師範學校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ

とある。惟ふに、教師の人格は教育上極めて重要な關係を有するものであつて、若し其の性質が順良でないならば、快活で無邪氣な兒童の生活に融合することが出来ない、又信愛の徳が無いならば、兒童から信賴されることが出来ない、又若し威重の徳を缺くならば、兒童を指導し感化することが出来ない。此の三徳は教育者として、一面自己の人格を向上せしめると同時に、他面兒童を感化して道に入らしめる要素である。

又明治四十年發布の師範學校規程には、師範教育の實況と國

運の趨勢とに鑑みて、次のやうに生徒教養の要件が定められてある。

一、忠君愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス。故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民タルノ志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス。

一、精神ヲ鍛鍊シ德操ヲ磨勵スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス。故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメンコトヲ要ス。

一、規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス。故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服従シ起居言動ヲ正シクセシメンコトヲ要ス。

一、身體ノ强健ヲ圖ルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス。

忠君愛國

故ニ平素體育及衛生ニ留意シ、以テ健康ヲ増進セシメンコトヲ要ス。

忠君愛國は我が特殊の國體に基づく道であり、又我が民族の特長であつて、一般國民は何人も齊しく修養すべき所であるが、別けても師範學校生徒たる者は、常に皇室及び國家に對して、純眞にして鞏固なる尊崇の信念を養はねばならぬ。

德操

教育者たる者は、名利に惑はず、固く德操を持して、終始一貫、皇道の宣揚を其の任務とせねばならぬから、平素、精神の鍛鍊、德操の磨勵に意を注がねばならない。

規律

規律を守り秩序を保つ爲には、日常の生活を反省して之に檢束を加へ、校則を重んじ、長上の命令訓誨に服従し、起居言動を正しくする習慣を養はねばならぬ。

體育

師範學校生徒たる者は精神修養を怠らないと共に、平素身體の衛生と體力の鍛錬とに留意して、常に元氣を保持し能く複雑なる學術の習得に堪へ、又卒業後には繁雜なる勤務に服し得る基礎を養はなければならぬ。

第三節 校風の振作

校風

家には家風があり、國には國風があるやうに、學校にも亦校風がある。

校風の力

校風は教師及び生徒の心性に基づき、學校の目的組織及び地方の氣風等に由つて歴史的に發達して來るものである。校風は學校全體に漲ぎる空氣、其の學校の氣風であるから、其の學校に入るものは知らず識らずの間にそれに感化せられる。善良

校風の樹立

なる校風は其の一枚の特色を發揮して、單に在校中の生徒を支配するばかりでなく、卒業の後までも影響を及ぼし、地方を感化し、隨つて學校の名譽を高め、信頼を増すものである。

校風の發揚に就いては、固より教師の指導に依るべきは言ふ迄もないが、其の實効を擧げるには生徒自身の努力に俟つことが寧ろ多大であるから、生徒たる者は、眞に相謀つて善美なる校風の樹立に勉めなくてはならぬ。

校風の維持

善良なる校風が一度出來ても、常に相警めて不斷の努力を以て之を維持して行かなければ、忽ちに弛廢して終には拾收すべからざるやうになり勝ちのものである。

師範學風の短所

從來の師範學校の學風の短所としては、動もすれば因循姑息で無邪氣を缺き、敢爲の氣象に乏しいと云ふ批評があつた。そ

校則

れ故將來かゝる批評を受けぬやうに注意して、努めて快活に、元氣よく又常に誠實で、敢爲の氣象に富み、進取向上に勉め、以て善良なる校風を養成しなければならぬ。

校風の上に立つて之を統制し、校内の秩序を維持し、生徒心身の修練向上を促して、學校の目的を達するものは校則である。

校則には、法令其他學校の目的から規定せられた概則もあり、又生徒の日常生活を規定する爲の細則もあるが、畢竟師範教育の目的を達成する爲のものである。それ故生徒たる者は、何處までも之を遵奉すべきである。

青年の通弊

然るに青年時代は、動もすれば不羈獨立を喜ぶの餘りに、往々校則を以て生徒の自由を束縛するものであるとして、強ひて其の規則を脱しようとしたり、或は之を無視し、之に反抗したりす

服従

るを勇敢なる行爲となして、却つて従順なる者を意氣地なく卑屈なる者として、輕侮するやうな傾向がある。

然しながら、世に如何なる地位職業に在る者でも、規則に服従しないでよい者があらうか。規律には寧ろ従順に快く服従するこそ男らしいのである。之に服従するを厭ひ、又は面従後言するのは、畢竟規則が己自身の志を成す爲のものであることを覺らない結果であつて、自己の心性の卑屈なことを語るに過ぎない。誠に戒むべきことである。

第二章 教育に關する勅語

第一節 勅語御下賜の由來

開國進取

明治維新後、我が國人は歐米文明の進歩して居ることを知り、之を學ぼうとして、開國進取を國是とし、知識を世界に求め、其の文物を盛に輸入した。

福澤諭吉の實學

福澤諭吉は先づ東京の三田に慶應義塾を開き、英國風の學問を傳へ、從來の學者は飯を食ふ字引に異ならないと嘲り、實際に役立つ學問でなければならぬと云ひ、切に實學を奨励した。新

新島襄

島襄は歐米を歴遊し、歐米の文明の根柢は基督教に在ると考へ、京都に同志社を立てて、基督教を以て新日本を造らうとした。

中村正直

然るに中村正直は同人社を立てて、儒教と基督教とを調和せしめようとしたのである。

斯く新島襄中村正直の如きは精神主義を以て進まうとし、福澤諭吉の如きは物質主義に立たうとした。そこに思想上大なる

歐化主義

る差異がある。また他方には當時、佛國流の自由民權の思想や、獨逸流の國家主義も主張せられた。

國粹保存主義

是等は何れも西洋の文物思想を傳へたのであるが、當時は西洋崇拜、所謂歐化主義が盛に行はれ、何でも西洋の物であれば好いと考へたものである。之に對して、我が國には古來の美點がある、それを保存しなければならぬと主張する所謂國粹保存主義も唱へられた。

斯く種々の思想が現はれたが、是が爲に新思想の間に統一がなく、隨つて學校に於ては生徒を教養する方針も一定しない。國民も殆ど行くべき道に迷ひ、恰も五里霧中に彷徨する有様であつた。

教育勅語下賜

畏くも明治天皇は、此の有様を深く軫念あらせられ、教育の方

針を立て、國民に向ふべき所を定めんとの大御心から、明治二十三年十月三十日親しく、勅語を下し賜はつたのである。聖勅が一旦下ると、恰も太陽が一度出で、群星が光を失ふが如くに、徳教の方針が明かになつて、人心の動搖も次第に止み、國民は皆進むべき道を知るに至つたのである。吾等は善く此の點を考へて聖旨の宏大無邊なことを感佩しなければならぬ。

第二節 教育に關する勅語(一)

第二節

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

要旨

謹んで按ずるに、此の一節は、先づ皇室の御祖先の方々が我が日本國を肇め給ふに、其の規模を廣大に、且永遠に動かないやうになし給うたこと、御歴代の天皇が正しい道を行ひ、兼ねて民を愛し、教を垂れさせられたことが深厚であることを仰せられ、次に我が臣民が古から心を同じうして忠孝を重んじ、世々其の美風を成し來つたことを宣ひ、終りに是等は皆國體の優れて麗しい所であつて、教育の基も亦此に在ることを御諭しになつたのである。

建國の宏遠

抑、皇祖天照大神は皇孫瓊瓊杵尊を此の大八洲に降しまし、それを知らしめず大君になされて、豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が子孫の王とますべき地なり。爾皇孫就て治らせ。さきく、寶祚の隆えまさんこと天壤と與に窮なかるべし。」と仰せ

神武天皇の創業

られた。此の神勅は我が建國の大本を明示せられたもので皇統の窮りなき事と、君臣の分の動かないこととは、既に此の時に定つたのである。又大神は三種の神器を尊に授け給ひ、此の鏡を見ること吾を見るが如くせよ」と詔り給うた。爾來此の三種の神器は御歴代の天皇の傳承し給ふ所となつたのである。斯くて瓊瓊杵尊から鸕鷀草葺不合尊に至るまで、暫らく西國に在りましたが、神武天皇に至り天業を弘め給ふ爲、東方に進ませ給ひ、遂に賊を討ち平げて、大和の橿原に御即位遊ばされた。國の基は茲に全く建ち、四海の内皆王化に霑ふことになつた。建國の規模が斯く廣大不動なるが爲、皇統は萬世一系、連綿として今日に及び、金甌無缺の國體を成して居るのである。吾等は、此の世界無比の尊き國體の美を永遠に擁護しなければならぬ。

樹徳の深厚

歴代の皇宗は天祖の神勅を奉じ、大神の神徳を體して身を正し、道を行ひ、民を愛し教を垂れ、以て後世に模範を示し給うた。神武天皇が橿原の宮をお造りになつたのは元元もとまたもとを安らかにし給ふ爲であつた。崇神天皇は四道將軍を遣はされて四方をお治めになり、又船を造り、池を開いて、臣民の爲をお圖りになり、應神天皇は文教をお興しになり、仁徳天皇は炊煙を御覽じて民の困窮をお察しなされ、醍醐天皇は寒夜に御衣を脱して民の凍寒をお想ひ遊ばされた。其の他歴代の天皇の遺し給うた麗しい御事蹟は、到底枚擧に遑がない。又時に臨み、事に應じて臣民に賜はつた聖詔明教も數限りがない。臣民が皇恩に感泣し、世々忠誠を以て仕へ奉るのも當然の道理である。

忠孝の美風

歴代の天皇は、恰も父母の赤子に於けるが如く、臣民を愛撫し

國體の精華

給ひ、臣民は又慈父を慕ふが如く、誠心を捧げて君に仕へ奉り、皇室國家の大事に當つては、身命を棄て、顧みることがない。和氣清麻呂・楠公父子・北畠父子等は其の著しい者である。且古來我が國民が父母に事へては善く敬愛の誠を致し、祖先を尊んで祭祀の禮を厚くし、只管孝道に勵んだ事蹟も亦甚だ多い。即ち我が國民は昔から心を一にして忠孝の道を勵み、世々善美な國風を成し來つたのである。

斯くの如く上には仁慈の徳に富ませらるゝ天皇が臨ませ給ひ、下には忠孝の念に厚い臣民があり、相倚つて國運が益榮え行くのは、我が國體の美點であつて、此の國體の精華が實に我が國教育の淵源たるべきことは、吾等の深く銘記すべき所である。

第三節 教育に關する勅語(二)

第二節

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能を啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

要旨

謹んで按ずるに、此の一節は、吾等の守るべき國民道德の要目を掲げ、日常其の實踐に心掛けて、天地と與に窮りなき御世の御盛運を翼けよとお諭しになつたものである。

人が父母を敬慕し、其の恩に感謝するのは自然の情であり、其の命令を守り、其の心身を安んぜしめるは子として當然の道で

家に於ける心得

ある。孝は我が國民道德の中、忠と並んで世々の美風となり來つたものであるから、叡旨を畏み、祖先の範に倣つて、孝子とならなければならぬ。足弟姉妹は仲睦じくして相助け、共に一家の繁榮を圖らなければならぬ。是が友である。夫婦は心を一にし、互に敬愛の道を守り、祖先から譲られた家を繁榮せしめ、之を子孫に傳へ、家を永續せしむべきである。

苦樂を共にし、互に切磋するのは交友の道である。朋友は常に信義を以て交り、永久に誼を變へないやうにしなければならぬ。身を持するには恭と儉とが大切である。恭儉でなければ己の品位を墜し、他人との交際を全うすることが出來ない。又家族相愛するは人情の自然であるが、此の情を推し廣めて博く他の人々を愛し、且其の不幸を憐み、困苦を救ふべきである。是

社會に處する心得

自己に關する心得

社會に對する心得

國家に對する心得

が博愛である。

身を立て事を成さうとすれば、必ず學問技能に依らなければならぬ。それで學を修め業を習ふことが必要になるのである。然し學問技能が優れて居ても、心が正しくなく、身が修まらなければ人たる價值はない。是が徳器成就の必要な所以である。吾等は廣く多數の人々と合同して生活して居る。隨つて相頼り相助けて共同の福利を増進しなければならぬ。公共の福利を圖り世に有益な業務を起し、國家・社會の爲に盡すのは此の故に外ならぬ。

學校に規則があるやうに、國には種々の法令がある。國憲とは國の根本法で、皇室典範と大日本帝國憲法とを指し、國法とは國憲以外の國の規則を總稱したのである。是等は何れも國家

緩急ある時の
心得

の安寧秩序を保ち、臣民の幸福進歩を圖るものである。されば吾等は常に國憲を重んじ、國法に遵はなければならぬ。

若し一旦國家に大事がある時には、義に勇み、身命を捧げ、資財を獻じて、君國の爲に盡すのが國民の務である。我が國體の金甌を永遠に無缺ならしめ、光輝ある歴史を永久に汚さないのは、吾等の義務であり、且榮譽である。遠くは楠公父子の忠誠、近くは日清・日露・日獨の戦役、滿洲事變、上海事變に於ける我が將卒の義勇奉公、皆吾等の模範と爲すべきものと思ふ。

皇運の扶翼

今聖旨を奉體して、孝友より義勇奉公に至るまでの道を實行すれば、能く一家を和合せしめ、社會の安寧を保ち、國力を増進し、大事ある時は以て國威を發揚するに足るのである。随つて天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることが出来るであらう。

第三節

第四節 教育に關する勅語(三)

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖

先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

謹んで按ずるに、此の一節は「父母ニ孝ニ」より「義勇公ニ奉シ」に至る聖訓を守り、以て皇運を扶翼し奉る者は、天皇に對して忠良の臣民たるばかりでなく、又各自の祖先の遺し傳へた美風を顯はす所以なる旨を諭させ給うたのである。

上に御示しになつた聖訓を實踐すると、小にしては身を立て、家を興し、大にしては國家を富強にし、社會を幸福ならしめ、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることが出来る。即ち臣民の本分を盡すのであるから、忠良な臣民たることは言ふまでもない。

忠良の臣民と
遺風の顯彰

而して我等の祖先も亦常に斯の道を守り、家の爲君の爲に身命を惜しまず、世々其の美を濟し來つたのであるから、吾等が此の聖訓を實行するのは祖先の志を承けて、其の遺せる美風を顯はすことになる。されば此の一つの事を行へば、君に對し奉つては忠となり、父祖に對しては孝となる。是即ち忠孝一致である。

忠孝一致は我が國體から生じた美風である。我が國は萬世一系の天皇之を治め給ふ。昔吾等の祖先が仕へ奉つた皇室は、同じく今吾等が仰ぎ奉る皇室である。されば君に忠を致せば自ら祖先の志に適ひ、忠孝一致となるのである。

殊に歴代の天皇は、民を視給ふこと赤子の如く、其の御仁慈の程は量り知ることが出来ない。今上陛下御即位の詔に、皇祖皇

忠孝一致の根

抵

萬世一系

君臣の關係

宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ。と仰せられて居る。臣民も亦古來忠を以て第一の務とし、至誠を以て皇室に仕へて來た。而して此の皇室と臣民との情義は、實に親子の間柄の如くである。

惟ふに、我が國は同一の始祖から出でたる一大家族の如く、皇室は恰も總本家にましまし、民の家々は其の分家とも謂ふべきである。されば君は親の嚴と慈とを以て下に臨ませられ、民は子の誠を以て上に仕へ奉るのである。我が國の君民の關係は言はゞ親子の關係である。此の君民の關係は我が國家組織の根本であつて、是が萬邦無比の國體を成して居る所以である。而して此の大根柢から忠孝一致といふ美花が開いたのである。

吉田松陰は「君臣一體、忠孝一致、唯吾が國を然りとす」と云う

て居るが、實に其の通りである。世界の中に數多の國があつて、皆それ〴〵他に優らうとして居るが、吾等は忠孝の如き國粹を保存し、且又益發揚し、皇國の繁榮を圖らねばならぬ。是が忠良の臣民であり、祖先の遺風を顯彰する所以である。

第五節 教育に關する勅語(四)

第四節

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

要旨

謹んで按ずるに、此の一節は、斯の道即ち「父母ニ孝ニ」より「義勇公ニ奉シ」までの聖訓の基づく所を明かにし、併せて其の應用が

皇祖皇宗の御遺訓

廣くて、古今東西に通ずる公道たることを示し給ひ、最後に、天皇御躬ら率先して斯の道を實踐なされ、臣民と共に其の徳を同じうしようといふ聖旨を述べ給うたのである。

斯の道は自己・社會・國家等に關する道であるが、是等は、皆皇祖皇宗の御遺訓である。即ち皇祖皇宗は是等の道に就いて、或は詔勅に依り、或は實踐に依つて、教訓を垂れ、範を示し給うたのである。天照大神は神勅と共に三種の神器を授けて、其の中に限りなき教を含め給ひ、神武天皇は御即位に當り、皇祖諸神を祭つて大孝を申べさせられ、天智天皇は黒木の御所を營みて民に質素をお示しになつた。かゝる例は枚擧するに遑がない。是等に由つて觀れば、斯の道の由來する所は甚だ遠く、其の尊いことは他に比すべきものが無いことが分るであらう。

臣民の遵守すべき道

畏くも斯の道は、皇祖皇宗が範を後世に遺し給うた尊い道であるから、皇子孫の方々も遵守遊ばされるのであるが、吾等臣民たる者は、聖諭に従ひ、祖先の志を全うし、之を子孫に傳へなければならぬ。

古今に通ずる大道

世は時と共に遷り、人は歳と共に改まる。然し斯の道は天地の公道で、永久に變ることはない。其の古に行はれたことは既に學んだが、現に今の世に行はれることは吾等の知る所である。又將來にも必ず行はれるべきことは疑ふべくもない。それで「古今ニ通シテ謬ラス」と仰せられたのである。

忠孝一致の大義は我が國體に基づいた美點であるから、歴史を異にする他國には例を見ることが出来ない。然し斯の道として擧げさせ給うた聖訓は人情に基づき、天下の公道に合した

聖旨の優渥

人の道であるから何處の國に於ても行はるべきである。現に勅語の御精神が歐米の人々にも知られ、其の美に感ずる者が年と共に多くなるのを見ても知られる。

斯の道は實に皇祖皇宗の御遺訓で、古今東西に行はるべき天地の公道である。されば明治天皇は、斯の道をば臣民に是非實踐せしめようと思召され、御躬ら之を實踐し給ひ、併せて臣民にも其の徳を同じうせんことをお望みになつたのである。聖旨の優渥なることは唯感泣の外はない。吾等は皇恩の大なるを念ひ、聖旨の深きを畏み、此の御遺訓を服膺し、斯の道を實行し、貫くに忠孝の大義を以てし、億兆心を一にして大御心に對へ奉ることを深く期すべきである。

大君の爲には何か惜しからむ、

すててかひある命なりせば。 (宗良親王)

第三章 心身の修養

第一節 健康の増進

身體の健康

人は肉體生活の外、精神生活を營むべきものであり、而も人の人たる所以は此の精神生活に在る。故に、單なる身體の健康は必ずしも大なる價值あるものではない。然しながら高尚なる精神の活動も畢竟健康なる身體の助を俟つものであるから、身體の健康も等閑に附することは出来ない。

心身の關係

「健全なる精神は健全なる身體に宿る。」身體健康なる時は心氣が常に爽快で、自ら進んで業務に服し、又道德的本務をも盡す

攝生

ことが出来る。反對に身體の健康を損へば、意氣銷沈して何事にも興味がなく、業務に服するにも熱がなく、果ては世は暗雲に鎖されて居るかのやうに感じ、煩悶の極、遂には此の世を悲觀するやうにもなる。是畢竟、身體が虚弱な爲、愉快な生活を爲すことも、幸福な運命を開拓することも出来ないのに基づくのである。

健康を維持し、増進するには攝生と鍛鍊とを必要とする。攝生に就いては、身體・衣服・住居の清潔を保ち、營養に注意すると同時に、體慾の節制が必要である。營養は肉體を維持し發達せしめる爲で、一定の食物が必要であるが、相當の滋養さへあればよいので、決して美食珍味を貪ることを謂ふのではない。

節制

食物の分量も亦大いに注意すべきことである。昔より、病は

口より入るとか「腹八分に病なし」など云つて、口腹の慾を戒めるのは、多くの疾病が過度の飲食に基づくからである。飲食を慎むときは單に飲食より起る疾病を防ぐのみでなく、消化器を健全に保つ結果、他の疾病にも犯されることも少く、假令犯されても健康を恢復することが速かである。

貝原益軒は其養生訓に、「養生の要訣は少の一字なり」と云つて、耳目口體の慾を少くすべきを説き、およそ慾多く、氣のつのは身をそこなひ、命を失ふ。慾を少くすれば身を養ひ命を延ぶ」と述べて居る。體慾の節制は健康維持の必要條件である。さればギリシヤの昔に於ても、節制を四大徳の一として居り、フランクリンも不節制を第一に戒めて居る。

攝生と共に鍛鍊も亦必要である。鍛鍊とは、運動を反復し、困

鍛鍊

難に堪へて、身體の上に一種の習慣を作り、抵抗力を増し、多少の過勞、不時の異變等に逢つても、直に疾病に罹ることなきやうにすることである。身體は餘り大切にし過ぎると却つて弱くなり、鍛へると強くなる。各種の運動は身體を鍛鍊する爲のものであつて極めて有効であるが、此は規則正しく絶えず行ふことが必要である。平常怠つて居りながら、一時に激烈なる運動をするは身體の爲にならぬ。一定の運動の後には必ず適度の休息を取り、興味に釣られて過勞に陥らぬやうにして、平常間斷なく行はねばならぬ。人の身體の強弱は天稟に基づく場合が多いが、生來虚弱の身體を持ちながら、攝生と鍛鍊とに心を用ひた爲に健康を得、長壽を保つた人が古來少くない。貝原益軒が攝養を怠らないで長壽を保ち大事業を爲した如きは其著しき例

證である。

其の他一般衛生上の諸注意を守り、各自己の身體に對して深き注意を拂つて、完全に發達せる強健なる身體に鍊り上げ、他日社會に立つて大いに活躍する根柢を作らねばならぬ。

第二節 知識の收得

學習の必要

現代は日進月歩の世である。學術の進歩と共に産業政治教育軍事に涉り、あらゆる方面に日々新なる發明改良が行はれて居る。かゝる世に處し、人にも後れを取らず、且社會に貢獻する所ある者たらんには、先づ學を修め知識を收得せねばならぬ。

學習の方法

人の精力には限りがあるが、學問には際涯がない。廣く學問と云はずとも、吾等の學ぶ師範學校の學科に就いて考へて見て

自學自習

も、限りある精力で、短時日に是等多數の學科を完全に學ぶことは容易でない。故に其の方法を工夫して徒勞を避けねばならぬ。

學習には自學自習を重んじて、常に進取的態度を以て之に従事せねばならぬ。自學自習とは他人の力に依頼せず、自ら考へ自ら學ぶことであつて、學科の豫習・復習は言ふ迄もなく、教室内で課業を受ける時、或は運動場で體操の時、其の他如何なる場合でも自ら學ばんとする心持と努力との伴なふ時は皆自學である。

凡そ生物の器官は之を使用すれば發達し、使用しなければ退步する。腕を多く使へば腕が發達し、足を多く使へば足が發達する。此は肉體に就いてのみではない、精神も同一の原則に支

豫習

配されるのである。記憶力も、理解力も、推理力も、錬れば錬るほど發達する。自ら思考し、推理し、記憶することに努めて行く間に自然に心は發達し、知識は啓發されるのである。他人の運動を如何程注視しても、自己の身體を強壯にする事は出来ないやうに、自ら學ばんと努力することなしに單に受動的にのみ聽く講義は心の發育には益する所が少ない。故に生徒は教師より教を受ける前に、豫め自ら考へ學び、十分研究せねばならぬ。斯く豫習に依つて自力では及ばざる點を自覺し、疑問を懷いて教室に臨めば、教師の講説が深く印象され、明瞭に理解される。

受業

教室に入つては、一意専心、教師の講義及び學友の質疑、應答に注意して、若し疑はしき事や、不明の點の有る場合には躊躇せず、又臆せず質問すべきである。「能く問ふ人は能く學ぶ者であり、

復習

又問ふは當座の恥問はぬは末代の恥である。

學習の後は復習が大切である。教室の學習は木材を集めるが如く、復習は集めた木材で家を建てるやうなものである。新に學んだ知識は復習に依つて自己の頭腦の中に組み立て、始めて確實に自己のものと爲し得たと謂へよう。

勉強と成業

學業成就の本は畢竟勉強に在る。學生の中には動もすれば、其の天稟の能力を誇りとし、勉強せずして學業が進歩する如く見せかけようとして、不勉強を装ふ者がある。昔謠曲の名人觀世左近は、謠に三病あり、聲のよきと、覺の強きと、拍子のきゝたる。と此の三事備はれる者は多くは成らずと云つたが、誠に味はふべき言である。器用を恃む者は藝成らず、才を恃む者は終に業を成就し得ない。是皆勉強をせず、工夫を怠るからである。勉

強は學生の本分である。之を輕んずるは自己の愚を發表するものである。頼山陽曰く「我を才子と謂ふは未だ我を悉さざる者なり。我を能く刻苦すと謂ふ者は眞に我を知れるなり」と。又西哲の曰く「天才とはよく刻苦する者の謂なり」と。

第三節 徳性の涵養(一)

徳の必要

人は身體が如何に健全であつても、單に體力のみでは到底牛馬には敵しない。之に知能が加つて能く禽獸を驅使し、自然を征服することが出来るのである。然し、若し人にして道徳を辨へなかつたならば、社會は所謂弱肉強食で、禽獸の生活と何等選ぶ所がなくなるであらう。故に道徳を辨へ徳を備へることは、人としての資格の最も重要なことである。殊に將來教育者と

して身を以て兒童を率ゐねばならぬ者に取つては、徳は其の第一要件である。

而して何人も生れながらにして徳の高い人はない。徳は修養に依つて得られる。常に、惡を避け善を爲すことを心がけて居れば、自然に徳は進むのであるが、人は自己の短所や過失には氣付かぬこと多く、又假令氣付いても安逸を欲する情があり、又種々の誘惑が之に伴ふので、有徳の境に入るのは容易の業ではない。そこで各人自己に適した修養の工夫をせねばならぬ。

修徳に志す者は先づ諸徳の基礎となるものを養はねばならぬ。吾等の徳行の基礎は誠實である。人に對して親切を盡し、或は正直を守るときに、此の場合さうすることが將來自分の利益になるからとて爲したならば、それは誠心から出たものとは

諸徳の基礎
誠實

謂へない。之に反して、さうする事が正しい事である、人の道である、と考へて爲したならば、それは誠心から出た事、即ち誠實の行である。自己の利益の爲の正直や親切は、利益にならぬ場合には守られぬ事があるが、誠實から出た行は表裏がなく、終始一貫して渝ることがない。假令外見が道に合して居ても、内に誠實がなければ、人を偽るものであつて偽善である。殊に内に邪心を懷いて巧言令色を以て人に接するは不徳の甚だしいものである。

明治天皇が陸海軍人に賜へる勅諭に

一の誠心は又五箇條の精神なり。心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき。心だに誠あれば何事も成るものぞかし。

修徳の工夫
反省

と仰せられて居る。又誠實なれば利害や好惡に左右されぬから、心が常に正しく随つて行が公明正大で自然に道に合するやうになる。實に誠實は萬善の源である。誠實を以て君に仕ふれば忠、親に事ふれば孝、人に對すれば信義となり親切となるのである。故に修徳の根本として吾等は常に誠實ならんことを努めねばならぬ。

修徳の實行的方法としては先づ第一に常に自己を反省し、其の缺點・過失を見出さねばならぬ。例へば自己の缺點としては薄志弱行であるとか、激し易いとか、間食・朝寢等の悪習があるとか、或は又自分は誠實を缺かなかつたか、校則や師長の命令・訓戒に背かなかつたか、と自己の行爲を反省して見ねばならぬ。斯くして自己の長所と短所とが明瞭になつて始めて、自分が日々

改過

如何にして修養せねばならぬかといふことが明かになるのである。故に古來徳行を以て聞えた人は皆反省に勉めた。曾子は日日三事を反省し、フランクリンも亦十三徳目を立て、一徳毎に反省修養に努めた。

何人も自己を反省すれば、自己が如何に缺點多く、不満足のものであるかを知るのであるが、それと同時に直に其の缺點、過失を改めるやうに工夫し努力せねばならぬ。孔子は「過ちて改めざる、是を過と謂ふ」と云ひ、「過ちては則ち改むるに憚ること勿れ」と云つた。

第四節 徳性の涵養(二)

人の心身の組織は、同一の事を反復すれば次第にそれが一つ

習慣

の傾向となつて無意識的に行はれるやうになつて居る。例へば始め苦しく感じた事も次第に樂になり、尙續けて行けば別在意を用ゐなくとも自然に出来るやうになり、遂には之を改め、又は之に反した行をするのは、却つて非常に苦しく感ぜられるやうになる。此の傾向が習慣である。多くの習慣は、吾等が毎日の生活に同じ様な事を反復して居る間に、知らず識らず出来るものであるが、一度出来上つた以上は又容易に除き難いもので、吾等の生活は習慣に左右されることが多い。故に諺にも、習慣は第二の天性なりと云つて居る。而して悪しき習慣は殊に抜き難い。彼の飲酒喫煙の害毒に苦しめられ、自ら何とかして其の悪習を逃れようともがきつゝも、猶それを脱し得ないのは世間に多く見る事實であつて、悪習慣の力の如何に強きかを語る

一例である。早起の習慣、勉強の習慣、慾を制する習慣、規律的の習慣等、善き習慣ある者は幸福であるが、反對に朝寢の習慣、怠惰の習慣、間食の習慣、不規律の習慣等、悪しき習慣に陥つて居る者は不幸である。否、單に幸不幸の問題ではない。誠心から親に事へ、親の心身を安んぜしめることに努めて、次第に其の行が自然に孝道に適ふやうな習慣が出来れば、孝の徳を體し得たものと謂はねばならぬ。斯くの如く善き習慣は徳であり、反對に悪しき習慣は不徳である。

人の善惡

人の賢愚は生れつきであるが、其の善惡は習慣に因ると謂へる。孔子は「性相近く習相遠し」と云つた。故に吾等は惡習を避け、善習を養はねばならぬ。それには何事も最初の第一歩に注意せねばならぬ。最初の第一歩が善惡の分れ路である。一步

第一歩

の差はやがて千里の差を作る。故に惡と知らば斷然之を避け、常に善に志せ。之を繼續すれば自然に惡習に遠ざかり善習を養ふことが出来る。又既に惡習慣あるものは、それを打破するのが善き習慣への第一歩である。故に、青年期に入れる吾等は常に惡習慣を去り、善き習慣を養成することに努力せねばならぬ。

克己心

惡習の打破、善習の養成、其の他一般修徳上の根本の力となるものは克己心である。吾等の心中には絶えず種々の欲望が生ずる。口腹の慾、耳目の慾、情慾、或は學業、事業等に對する慾望が、或は同時に或は相踵いで起り來るのである。若し何等の統一もなく、其の時々、其等の慾望に左右せられるならば、これ所謂本能満足で、禽獸の行動と大差はないこととなる。然し人には

克己心があつて、其の時々の欲望を自己の目的理想に照して適當に調節統御し、首尾一貫して、統一ある行動を爲すのである。克己心の薄弱なるものは恰かも馬術の心得なき者が馬に乗つて、自分の眞に欲する所へは行き得ず、困るゝと思ひつゝ、馬の行く儘に運ばれると同様に、善くないとは知りつゝ、其の時々の欲望の動くが儘に引ずられて悪しき方へと陥りゆくのである。吾等は克己心といふ手綱に依つて絶えず欲望の駒を御して、正しき方向に歩ませ、遂には其の駒が手綱の必要なく自然に正しき方向にのみ進むやうに習慣づけねばならぬ。是が孔子の、心の欲する所に従へども矩を踰えずの境地である。

第五節 讀書

讀書

書物は精神の食物である。知徳の修養にも、趣味の養成にも、或は又單に娛樂のためとしても、讀書は最も簡便にして有効な方法である。然し何事にも弊害の伴なふのは免れない。讀書にも亦警戒すべき一面がある、即ち若し書物の選擇を誤るならば、其の悪感化は實に恐るべきものがある。

出版物の増加

近時印刷術の急速なる發達と、教育の普及による社會の讀書力の増加に伴なつて新聞雜誌書籍の出版が驚くべき程激増した。宗教哲學等の深遠な理論に關するものを始めとして、百般の學術思想から政治・教育・實業等の實際方面に關するもの、又は詩歌・小説の類に至るまで、日々刊行せられるものが數ふるに違なき有様である。随つて其等のもの、中には、正しきものと誤れるもの、穩健なるものと過激なるもの、高尙なるものと卑俗な

悪書の害

るものとが雑然として玉石混淆の觀がある。
吾等が一學科を學ぶ場合に良書に依つて學ぶと然らざる場合と、其の効果に非常なる差を生ずるは言ふ迄もない事であるが、更に吾等が趣味又は娛樂として讀書する場合には一層の注意を要するのである。

世には随分如何はしい書籍がある。而も其等は或は新奇を以て、或は奇矯を以て、或は淫蕩を以て、強く人を誘惑する。娛樂の讀書は往々にして此の誘惑に陥り易い。其の結果、知らず識らず其の感化を受けて、或は知識が一方に偏し、或は思想が矯激に傾き、或は趣味が野卑となり、或は傾向が淫靡となり、遂に品性を害ふに至るのである。人の品性は其の交る友に由りて判ると云ふが、その讀む所の書籍を見れば一層明かに其の人の品性

良書

を知る事が出来る。

之に反して良書は吾等に或は正確なる知識を與へ、或は穩健なる思想を懐かしめ、或は高尚なる趣味と娛樂を與へて、吾等の精神生活を豊富にするものである。

選擇の必要

吾等の生涯は短く、吾等の爲すべきことは多い。故に吾等は何事を爲すにも方法を考へ、能率の増進を圖らねばならぬ。知識の修養も亦同様である。徒らに有害無益の書を読んで心を荒まし、情を浪立て、精神の力を浪費するは、自ら己を殺すものである。吾等は注意して良書を選んで之を友とせねばならぬ。書籍の選擇はかく必要であるが、如何なる標準に依るべきかは簡単に述べ難き問題である。エマーソンは左の如き選擇方法を示した。

選擇の標準

多讀か精讀か

一、一年を経ざる著作は讀むこと勿れ
 二、有名ならぬものは讀むこと勿れ
 三、己が好まぬものは讀むこと勿れ

それに對してミルは次の一條件を附加した。
 二度以上讀まんと欲せざる書は讀むこと勿れ
 之を要するに最も安全なる方法は、既に世に定評あるものか、若し新刊書ならば有名なる大家の著を擇むことである。但し勿論自己の理解力に相當するものでなければならぬ。

書を讀むに多讀即ち廣く多くの書を讀むべきか、或は精讀即ち熟讀玩味を主とすべきかは讀む人の修養の程度と、讀む目的とに因つて決定せられることで、一樣には言ふことは出来ぬ。若し既に基礎的修養を積んだ者が、廣く世の中の事情を知り、社

讀書の効

會の進歩に後れぬ爲に讀書するとしたなら、廣く讀書を涉獵すること、多數の新聞雜誌に眼を通すことも必要であらう。然しながら、修養中の學生に取つては、第一の務は、課業に勵精することである。若し参考書を讀むならば、無論讀み且考へて、十分咀嚼し、自己のものとするでなければ効果が無い。更に餘暇あらば良書を選んで讀書の習慣を養ふべきであるが、常に熟讀玩味を忘れてはならぬ。ルウテルも學力を増進するは多讀濫讀にあらずして良書を精讀するにありと教へた。徒らに廣きを誇り、新らしきを競ふが如きは、批判力なき青年に取つては最も戒むべき事である。

人類が遠き過去より現在に至る迄に經驗し、觀察し、思索し、創造し來つた精神的遺産は書籍に残つて居る。書籍は人類の到

達し得たる限りの知識の寶庫である。吾等は讀書に由つて此の寶庫を開くことが出来るのである。吾等はまた讀書に由つて古今東西の聖賢英傑の教を受け、其の功業に接することが出来る。聖賢の教訓は吾等の道徳を進め、英傑の奮闘的生涯は吾等感奮興起せしめるのである。其の他讀書に由つて高尚なる趣味を養ひ情操を陶冶することも出来る。之を要するに正しき讀書は吾等の精神生活を深め、潔め、高め、且力強くするものである。

第六節 形と心

内よりの修養

吾等は、學術の收得には自學自習して豫習復習を怠らず、孜孜として勉強し、徳性の涵養には至誠を本とし、反省と克己とによ

り惡を避け、善につき徐々に良習慣を養成し、又一面には讀書に由つて知徳兩面に亘つて精神生活を豊富にすべきことを學んだ。以上は主として内面よりの修養であるが、また外形から入つて心を正しうする修養が必要である。

形と心

元來人の心は自づと形に現はれるもので、吾等の言語動作を始めとして微細なる顔面筋肉の一張一弛に至るまで、悉く心の表れに外ならない。故に心が本で形は末、心さへ正しければ形は自然に正しかるべきである。然しながら心身は一物の兩面の如き關係にある。心が身體の外形に表れると同様に、身體の状態は直ちに心に反射して、それに相當の氣分を生ずるのである。試みに笑顔をしてみよ、自然に笑ひ出したくなるであらう。勉強する時に姿勢を正しくすれば、自ら氣分も緊張して精神の

集中に適する。教場で姿勢を正しくせねばならぬのは、此の理に因るのである。故に形は或る程度迄心を作るといふことが出来る。

外よりの修養

かく形と心とは密接不離の關係にあるので、先づ形を正しうして、次第に心に及ぼさんとするは、修養上有効なる一方法である。居常容姿を端正にし、言語動作を慎むことが、古來教養を重んずる人士の間に、甚だ嚴重であつたのは道理である。禮儀作法と曰ひ、或は禮節と曰ふのは是である。勿論、他に對して言動を慎み、一定の形式に従つて我が身を持することは、他に對する敬意の發表として社交上缺くべからざることであるが、一面又我が意を誠にし、心を正しうする方法であつて、自己に對する道である。故に孔子は修徳の工夫として、禮に非ずんば視ること

禮儀作法

勿れ、禮に非ずんば聽くこと勿れ、禮に非ずんば言ふこと勿れ、禮に非ずんば動くこと勿れと云つた。

節度・規律

吾等は一舉一動を慎むと共に、更に進んで日常の生活に節度あらしめ、規律正しくせねばならぬ。起床より食事、勉學、運動、休息に至るまで、一定の規律を立て日々嚴重に之を守つて行けば、學業は著々と進歩し、身體も常に健康を維持し、又種々の良習慣が自然と生じて修養上非常な効果がある。然るに、若し勤怠常なく、食事、就寢等或は早く或は遅く、其の時々の氣分次第に變化するならば、健康も害はれ、學業も進まず、又不規律放縱の惡習に囚はれるであらう。

青年の陥り易き過

然るに青年時代には、とかく偉人・傑士は細節に拘はらぬものであるなどと誤解して、日常生活に何等の節度なく、禮儀作法を

我等の心得

輕んじて食事坐作進退應對等が甚だ不作法な者がある。然し眞の偉人傑士學者等は多く謹厚の士で、禮儀作法を忽にせず、又生活も規律的であつた。かの獨逸の哲學者カントは、町の人が、其の散歩するのを見て時計を合せたと云ふ程、日常の生活が規律正しかつた。また徳川家康は舊主今川義元が戦死した桶狭間を過ぎる時には必ず馬から下りて敬意を表し、又上杉謙信との友誼を忘れないで、其の子景勝に遇へば必ず輿から出て挨拶したと云ふことである。

邊幅を飾り、又は華奢に流れるは堅く戒むべきであるが、服は破れて膚を露はし、靴は泥に塗れても恬として省みず、又言語應對の作法も心得ぬが如きは、他に對して禮を失するは勿論、自己の品位を墜し、他から輕侮せられるに至るは必然である。將來

人の師表として、兒童に儀範を示すべき任務を負へる者は、早くより此に留意し、常に儀容の端正と言動の中正とを心掛けねばならぬ。故に師範學校規程の生徒教養の要件にも、規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服從シ起居言動ヲ正シクセシメンコトヲ要スと規定せられてある。

第四章 作法 (文部省作法教授要項抄)

第一節 姿勢進退及敬禮

一 姿勢

直立の姿勢

一、直立の姿勢 兩足の踵を接し、足尖を凡そ六十度に開き、上

著椅の姿勢

體を眞直に保ち、下腹部に稍力を入るるやうにし、兩手は自然に垂れ、口を閉ぢ、眼は前方を正視すべし。

一、著椅の姿勢 なるべく深く腰を掛け、足を正しく床上に揃へ、上體及下腹部は直立の姿勢に於ける如くし、兩手は膝の上に置き、若くは軽く之を組み、口を閉ぢ、眼は前方を正視すべし。

正座の姿勢

一、正座の姿勢 兩足の拇指を少しく重ねて坐し、上體を眞直にし、下腹部に稍力を入るゝやうにして、兩手は膝の上に置き、若くは軽く之を組み、口を閉ぢ、眼は前方を正視すべし。

二 着椅・離椅並著座・起座

著椅

一、著椅 椅子に着くには、先づ其の左側左方上座なるときは右側に於て兩足を整へて敬禮し、右手(又は左手)を椅子に掛け、左足(又は右足)より進みて著椅の姿勢を取るべし。

離椅

一、離椅 椅子を離るるには、先づ其の前に立ち、右手又は左手を椅子に掛け、左足(又は右足)より斜に椅子の左側(又は右側)に退き、敬禮すべし。

著座

一、著座 座に着くには、兩足を揃へて、兩手を膝に添へ、左足を少しく引き、先づ左膝を突き、次に右膝を突くと共に兩膝を揃へて坐すべし。

起座

一、起座 座を起つには、兩手を膝に置き、先づ兩足を爪立て、右膝を少しく立て、上體を屈せざるやうに徐に立上るべし。

三 建具等の開閉出入

建具等の開閉出入

一、他人の室に入らんとするとき、日本室の場合には、先づ許可を受くべく、西洋室の場合には、先づ軽く扉を叩きて應答を待つべし。

一、扉を開閉するには、右開の場合は右にて把手を取り、之を開くと共に旋りながら室内に入り、内側の把手を左手に持替へ、靜に正しく閉づべし。

一、戸、障子、襖等を右に開くには、右手を引手に掛け、先づ少しく開き、次に左手にて適度に押し開くべし。又之を右に閉づるには、右手にて引寄せ、左手を引手に掛けて靜に正しく閉づべし。左に開閉する場合は、此の反對に爲すべし。尊長の座敷に在る場合は、跪きて之を開閉すべし。

一、簾等の掛りたる所に入るには、其の一端を前方に押出し、出るには手前に引くべし。場合に依りては、兩手にて捲上げ、潜り入りて靜に之を下すべし。

四 普通禮

普通禮

一、立禮 先づ直立の姿勢を取り、先方の眼に注目し、上體を徐に屈すると共に、手は自然に下げて其の指尖を膝頭に近づかしむるを度とす、但し殊更に頸を屈すると、膝を折るとは共に宜しからず。

一、坐禮 先づ正坐の姿勢を取り、先方の眼に注目し、兩手の指を揃へ膝前に八字形に置いて、指尖の間を約二三寸とし、徐に上體を屈し、頭は座面より凡そ二三寸の所まで下ぐるを度とす、但し殊更に頸を屈すると、腰を上ぐるとは共に宜しからず。

五 最敬禮

最敬禮

一、立禮 先づ直立の姿勢を取り、先方の眼に注目し、上體を徐に屈すると共に、手は自然に下げ、其の指尖膝頭に達するを度とし、凡一呼吸の後徐に原姿勢に復すべし、但し殊更に頸を屈する

行幸啓拜觀の
場合の敬禮心
得

と、膝を折るとは、共に宜しからず。
一、坐禮 先づ普通禮に準じ、兩手の食指を相接近せしめ、兩肘を膝側に近づけ、徐に俯伏して、額の手甲に達するを度とし、凡そ一呼吸の後徐に原姿勢に復すべし、但し殊更に頸を屈すると、腰を上ぐるとは、共に宜しからず。

六 行幸啓拜觀の場合の敬禮心得

一、通例行幸啓を拜觀するには豫め、帽引廻し合羽等を脱ぎ、傘を畳み、容儀を整へ、御車御通過の際最敬禮を行ふべし、但し雨天の際は雨具の儘行ふも差支なし。
一、行幸啓は塀越又は高き位置より拜觀すべからず。
一、行幸啓拜觀の際は、靜肅を旨とし、喧噪亂雜の舉動なく、御行列の通過を待ち、徐に退散すべきものとす。

通過・行逢の
敬禮

一、拜觀者雜沓の際は幼者婦人老人等にはなるべく前列の位置を譲るを宜しとす。

七 通過・行逢及教室内の敬禮心得

一、神社御陵等の前を通過する場合には、脱帽して敬禮を爲すべし。
一、人の前を過ぐるときは會釋すべし。
一、尊長の前を過ぐるときは少しく體を屈め、凡そ二三歩手前にて斜に先方に向ひ、場合に應じて立禮又は坐禮を爲すべし。
一、尊長我が前を過ぐるときは、立ち又は坐せる儘敬禮を爲すべし、椅子に凭れる場合は、之を離れて立禮を爲すべし。
一、我が前を過ぐる人、會釋したるときは答禮を爲すべし。
一、軍旗に對するときは脱帽して敬禮を爲すべし、但し其の上

覆ある場合には、之を爲すに及ばず。

一、尊長に行逢ひたるときは、數歩手前にて左方に避け敬禮を爲すべし。知人に行逢ひたるときは、少しく手前にて一禮を爲すべし。

一、途上葬儀の行列に逢ひたるときは、其の柩に對し敬意を失はざるやうに注意すべし。

一、通過及行逢の禮を行ふに際し、携帶品あるときは、之は左手に持ち、若くは左腋に抱ふべし。

一、敬禮すべき人、教室等に臨みたるときは、教師先づ敬禮したる後、教師又は指揮者の令にて一齊に起立し敬禮を爲すべし。

八 著帽したる場合の敬禮心得

一、帽を冠りたる時の敬禮は、右手にて脱帽し、其の内面を右

著帽したる場合の敬禮

握手禮

の外股に向け軽く之に觸るゝ程にして行ふべし。

一、尊長と途上若くは廊下等に於て對話するときは必ず脱帽すべし。但し先方より著帽を勧められたるとき、又は對話長時に涉るときは會釋して之を冠るも妨なし。

一、室内に入りたる時は必ず脱帽すべし。

附 握手禮

一、西洋人等に對しては握手禮等を行ふことあり。

一、握手禮を行ふ場合には右手を出し、先方の眼に注目し、徐に先方の右手を執り、約一呼吸の間握るべし。

一、握手の禮は尊長主人、婦人より先づ其の手を出すを待ちて之を行ふものとす。

服装の心得

第二節 服装及授受進撤

一 服装の心得

一、服装は質素清潔を旨とし、分に應じたるものを着用すべし。
 一、衣服は家の内外を問はず、取亂さざるやうに之を着用すべし。

一、慶弔儀式其他訪問等の場合には相當の服装を爲すべし。
 一、喪服及喪章は一定の制規慣習に従ひ之を着用すべきものとす。

二 禮服

和服禮装

(一)和服の禮装標準は左の如し。

上着 冬物は黒無地五ツ紋、夏物は白無地を正式とす、但し場

合に依り、縞物等を用ふるも妨なし。

喪服は通例淡黒色無紋のものを用ふ。

下着 冬物は白又は鼠色、夏物は白無地を正式とす、但し冬物には小紋形更紗形及縞物等を用ふるも妨なし。

肌着 襦袢

帶 角帶を正式とす

袴 襠高袴を正式とす

羽織 黒五ツ紋を正式とす

足袋 白

洋服禮装

(二)洋服の禮装標準は左の如し。

品目 禮服(晩餐會夜會又は特種の場合等に著用す) 通常服(儀式及普通の饗應の場合等に著用す)

燕尾服

フロックコート

帽 高帽（但し場合に依り黒の山高帽を之に代用することを得）

上衣 無地黒絨

無地黒絨又は紺絨

チヨッキ

色及地質「コート」

前記「コート」に同じ、但し夏季は

に同じ

白りんねる等を用ふるも妨なし

ズボン

色及地質「コート」

目立たざる縞絨を用ふ

「チヨッキ」に同じ

シャツ

白（釦は白）

白（釦適宜）

カラア

立襟又は折襟

立襟又は折襟

ネクタイ

麻地白の蝶形若

（適宜但し白を用ひず）

くは一字結

手套

白の革製

茶色又は鼠色の革製

靴

黒の革製護謄塗

黒の革製

靴下

（適宜）

（適宜）

外套

無地絨形適宜

（適宜）

備考

凶事に於ける通常服の場合は、ネクタイは黒、手套は黒若くは鼠色のものを用ひ、尚黒紗を左腕に纏ひ、又黒紗を以て帽の中帯を覆ふなどの慣例あれば注意を爲すべきものとす。

注意

（イ）「シャツ」、「カラア」は、注意して共に雪白のものを着用すべく、其の下「シャツ」を現す等のことなかるべし。

（ロ）手套は両手に穿つか、又は右手のみを脱するも左手の手套は之を脱せざるを例とす。

得授受進撤の心

三 授受進撤の心得

- 一、物を授受進撤する際には、相當の禮を爲し、粗忽ならざるやうに注意すべし。
- 一、物は總て先方に向け受易きやうにして出すべし。
- 一、物を進むるには、兩手にて出すべく、其の手輕のものは右手のみにて出すも妨なし。
- 一、總て物を撤するには、進めたるよきの作法に準じて之を行ふべきものとす。
- 一、坐禮に於ける進撤は著座の後之を爲すべし。
- 一、物を進撤するには、正面よりするを禮とす、但し卓に向へる人には、場合に依り左側後方より進め、右側後方より撤することあるべし。

茶菓

四 茶 菓

- 一、茶を進むるには、花托又は茶臺に載せ、兩手にて持出で、程よき所に至りて出すべし。
- 一、茶を受くるには、茶臺のものは、兩手にて茶碗のみを取り、茶托のものは先方の置くに任すべし、但し場合に依りては、兩手にて受くることあるべし。
- 一、茶は、茶碗を左掌に載せ、右手を添えて靜に飲むべし。
- 一、珈琲紅茶等を進むるには、茶碗を受皿の上に置き、匙を添え、兩手にて持出で、茶碗の把手を客の左方に向けて出すべし。
- 一、珈琲紅茶は、先づ之に角糖を入れ、匙にて攪拌し、次に匙を皿に置き、皿の儘茶碗を左掌に載せ、右手にて把手を持ち、靜に飲むべし。

一、菓子・果物等を進むるには、之を器に盛りて盆に載せ其の物に應じ箸・楊枝・匙又は小刀等を添えて出すべし。

一、菓子類は箸又は小楊枝にて之を取るべし。各自に對し器物に盛りて出されたるときは、物に依りては器を取上げて食すべし。

五 用具

用具

一、座布團を進むるには、兩手にて持出で適當なる位置を見計らひ、靜に先方の側に置くべし。

一、煙草盆は、灰吹を客の右又は右向ふになるやうに向け、兩手にて其の兩側を持出で、進むべし。

一、火鉢は兩手にて持出で、手掛あるものは、其の手掛なき側を先方に向けて進むべし。又椅子に著ける人に火鉢を出すには、

相當の臺に据え、先方の右側に置くを例とす。

一、扇子・團扇を進むるには、要又は柄を手前にして持出で、向直して之を出すべし。

一、料紙・硯函を進むるには、料紙を硯函の上に載せ、手前に向けて兩手にて持出で、先方の前に至りて己の前に置き、料紙を蓋と共に取り、先づ墨を磨り、硯函を先方に向けて出し、次に料紙をも蓋と共に向直して硯函の左、先方より見てに出すべし。

一、小刀又はナイフ等は柄を先方に向けて出すべし。

一、帽を進むるには、其の内面を下にし、前部を先方に向け、兩手にて縁を持ちて出すべし。之を受くるには右手にて取るべし。

一、傘・杖等は兩手にて持ち、柄を先方の右手の方に向け出すべし。

招待の心得

第三節 招待・應招及食事饗宴

一 招待の心得

- 一、人を招待して饗應せんとするときは、其の趣旨に従ひ、分に應じて相當の準備を爲し、誠意を以て客を待遇すべし。
- 一、人を招待せんとするときは、其の事由、日時、場所等を明にし、凡そ七日前に口頭又は書狀を以て案内すべし。正客ある場合には其の氏名をも通ずべし。
- 一、忌中の人に對しては招待を爲さざるものとす。
- 一、客の席次は正客は格別とし、其の他は身分、年齢等に依りて定むるを例とす。
- 一、坐禮に於ける席次は床前を第一位、違棚などある方を第二位

位、床脇を第三位とし、主人の席は之を最下位に設くべきものとす。

注意

日本室の上座下座は、通例床ある方を上座とし、床なき場合は入口より遠き方、若くは正面の方を上座とす。

一、立禮に於ける席次は、食卓の長邊の一方の中央席を主人、若くは主婦に、又之に對する席を正客に充て、以下主人の右方席を第一位、正客の右方席を第二位、主人の左方席を第三位、正客の左方席を第四位とし、以下之に準ずるを普通とす。夫妻共に列席する場合に於ては、夫妻は中央席に相對するものとし、主人の右方席を婦人の第一位、主婦の右方席を男子の第一とするを例とす。

注意

西洋室の上座下座は通例煖爐飾棚(マントルピース)ある方を上座とし、之なき場合は入口より遠き方若くは正面の方を上座とす。

一、客の著用品若くは携帯品は紛失等のことなきやう丁寧に整理し置くべきものとす。

一、客の參著したるとき又退出するときは、主人は之を玄關等に迎送するを禮とす。

二 應招の心得

應招の心得

一、招待を受けたるときは、速に出席の有無を答ふべし。

一、出席の旨を答へたる後、止むを得ざる故障の爲に出席し難きときは、速に其の旨を通じ深く之を謝すべし。

一、服装は招待の趣旨に適するやうに注意すべし。

一、參著は定刻前約十分以内なるを宜しとす。

一、客室に入りたるときは先著の客に對し敬禮を爲すべし。

一、著席は主人の指圖に従ふべく固辭するは宜しからず、其の指圖なき場合に於て、同席者尊長なるときは己は下席に著くべし。

一、饗應の席に於ては儀容を整へ、不快の顔色倦怠の態度あるべからず。

一、饗應了りたるときは相當の時間を見計ひて退出すべし。

己正客ならざるときは正客の退出を待つを禮とす。

一、招待に對する答禮は成るべく速に自ら往きて之を述べ、若くは禮狀を送るべし。

食事の心得

- 一、食事中は儀容を亂さざるやうに注意すべし。
- 一、食物は之を噪急に食することなく、口を閉ぢて咀嚼すべし。
- 一、食器は手荒く取扱ふべからず。
- 一、食事は、食後器中の見苦しからざるやうに、之を爲すべし。
- 一、食事中は成るべく席を離れざるやうに注意すべし。

四 日本食及其の饗應

- 一、碗の蓋を取るには片手を碗に添へ、他の片手にて之を取り、膳の左方のものは左側に、右方のものは右側に置くべし、又食事了りたるときは蓋を爲し置くべし。
- 一、食事の順序は先づ飯を食し、次に汁を吸ふべし、其の他は適宜にて可なり。

日本食及其の饗應

- 一、汁あるものは勿論、本膳以外の食物は總て食器を取上げて食すべし。

- 一、配膳給仕は上座の客を先にすべし。膳を撤するとき亦同じ。

- 一、配膳了りたるときは、主人は客に對して挨拶を爲すべし。客は場合に依り之に對して謝辭を述べることあるべし。

- 一、客は挨拶を了りたる後に箸を取るべし。又同席者ある場合には尊長の箸を取りたる後、之を取るべし。

- 一、臺に据えたる杯を受くるには、先づ一禮して兩手にて之を取り、酌を受け、其の飲み了りたるときは杯を臺に置くを例とす。

注意 尊長に對して獻杯するは禮にあらず。

五 西洋食及其の饗應

西洋食及其の
饗應

- 一、食堂に入りたる時は直ちに著椅すべし、椅子と食卓との距離は成るべく之を接近せしむべし。
- 一、著椅の後は両手を軽く卓上に置くを宜しとす。
- 一、著椅したるときは卓上の「ナツプキン」を取りて膝上に展べ、食事の準備を爲すべし。

注意

- (イ)「ナツプキン」は頤下に挟み、若くは胸部に懸くる等のことなく、目立たざるやうに之を用ふべし。
- (ロ)「ナツプキン」を以て顔頭等を拭ふべからず。
- 一、食品を各自の前に配置せられたるときは、便宜食し始むるも差支えなきものとす。
- 一、「ナイフ」は右手に「フォーク」は左手に持つべし、但し「ナイフ」を

要せざる魚肉野菜等は「フォーク」のみを右手に持ちて食すべし。「スプーン」は右手に持つべし。

注意

- (イ)「フォーク」は其の凹みたる方を下に向けて用ふべきものとす。
- (ロ)「ナイフ」にて食品を喫し、又「フォーク」「スプーン」等を深く口中に入るべからず。
- (ハ)「ナイフ」「フォーク」「スプーン」等を使用する際は肘を左右に張らざるやう、又音のせざるやうに注意すべし。
- 一、食事中一時「ナイフ」「フォーク」を措かんとする場合は、之を八字形に皿縁に掛け置くを通例とす。
- 一、一皿の食品を食了したるときは「ナイフ」「フォーク」を皿の上

に揃へ置くべし、但し「スープ」等に在りては「スプーン」を皿の上に仰向け置くべし。

一、多衆と會食する際は己のみ特に後れざるやうに注意すべし。

一、卓上の菓子・果物は給仕の進むるを俟ちて之を取るべし。

一、「スープ」は「スプーン」の向縁にて掬ひ、手前縁にて音のせざるやうに吸ふべし。

一、「パン」は「ナイフ」を用ひず、指にてちぎり「適宜」バターを附けて食するを例とす。

一、饗應の際、食堂の準備整ひたるときは、主人は先づ正客を食堂に案内して、自己の席に就き、賓客一同と共に著椅するものとす。

一、杯を舉げて主客の健康を祝する場合には、主客一同起立して之を舉げ、互に目禮の後、乾杯して著椅するものとす。

一、食後「フィンガー・ガラス」を出されたるときは、之にて指頭を洗ひ、又便宜唇をも洗ふべし、此の際、水にて嗽ぎ、若くは之を器中に吐出すべからず。

一、食事了りたるときは、客は主人に従ひて徐に客室若くは控席に移るものとす。

第四節 言語・應對・接遇及紹介の心得

一 應對の心得

一、人と應對するときは、正しく相對し、溫容と誠意とを旨として、成るべく明快に談話を交ふべし。

應對の心得

一、對話中は倦怠、倨傲等の態度なきやうに注意すべし。
一、普通の談話に使用する語辭は平易にして、且野卑ならざるものを用ふべく、濫に新語、古言、漢語、外國語、學術語等を用ふるは宜しからず。

一、應對中、傍見、書見、中座等のことあるべからず、已むを得ざる用務起りたるときは、其の旨を述べ、若くは會釋して中座するも妨なし。

一、應對中、屢時計を覗くが如きことあるべからず。

一、多人數相談話せる際、妄に容喙して他人の談話を妨ぐべからず。

一、誹譏、嘲笑等の慎むべきは勿論、苟も人の身上に關する談話は輕卒に之を爲さざるやうに注意すべし。

接遇の心得

一、他人の面前に於て、人の過失、短所等を指摘するは宜しからず。

二 接遇の心得

一、客ありたるときは取次の者は直に出で、敬禮し、先方の名刺を受け、若くは氏名を聞き誤なきやうに之を取次ぐべし。

一、取次の者、客を客室、應接室等に案内するときは、先に立ちて其の室の入口まで到り、客をして先づ入らしめ、椅子又は座布團を進めて着席するを俟ち、一禮して退くべし。

一、尊長の客ありたるときは、主人自ら迎へて之を案内し、室に入りて上座を進め、己は下座に就きて挨拶を爲すべし。

一、客には速に面接すべし。故障の爲め面會を爲し得ざる場合直に面接し難き場合及長時の談話を爲し得ざる場合等には、

取次の者をして其の旨を鄭重に告げしむべし。

一、平素客の取次を爲さしむる者には豫て接遇上の心得を知らしめ置き、客に對して不作法に涉るが如きことなからしむべし。

一、客來中、新客ありたるときは主人は之に挨拶を爲し、且つ便宜客相互の引合を爲すべし。

一、客を接遇するには先方に窮屈の感なからしむるやうに注意すべし。

一、客を接遇する際は、家人等に對して怒氣を發せざるやうに慎むべし。

一、客あるときは、家人は漫に其の室に入り、若くは高聲に談笑、叱咤等を爲すべからず。

一、客の辭し去るときは、主人は自ら玄關まで送り出るを禮とす、但し座に尊長ある場合は便宜家人をして代り送らしむるも差支えなし。

一、服喪引籠中は遠慮して、自ら送らざるを例とす。

一、客を送りて玄關に到りたるときは、客の仕度整ふを待ちて挨拶し、少時見送りたる後、靜に戸障子等を閉づべし。

一、客の外套等を纏はんとするときは、之を手傳ひ、夜分には提灯、雨天には雨具等を貸與し、又老幼婦女には人を附添へ見送らしむる等、相當に配意すべきものとす。

三 紹介の心得

一、經歷性行等を熟知せざる人は輕卒に之を他人に紹介せざるものとす。

紹介の心得

一、尊長又は婦人に對して人を紹介せんとするときは紹介者は豫め先方の承諾を得べきものとす、

一、紹介狀は鄭重に之を認め、被紹介者の經歷性行自己との關係用向等を明白に記載すべきものとす、

一、紹介狀は開封の儘授け、若くは一應讀聞かせて後授くるを通例とす、尙鄭重を要する場合は別に紹介の趣旨を受紹介者に通知し置くべし。紹介狀に代ふるに名刺を以てするは略式なり。

一、開封の紹介狀を得たるときは、一應之を披見し、厚く謝意を述べ、封じて先方に持參すべし。

一、人より紹介狀を得たるときは、成るべく速に先方を訪問して之を出し、都合を聞きたる後更に訪問するを禮とす。

一、受紹介者は成るべく速に被紹介者に面接すべし。

一、其の場の紹介は、年少者を年長者に、卑者を尊者に引合せを通例とす、但し紹介を悦ばざる事情あるを豫知したる場合等は之を見合すを宜しとす。

一、受紹介者多數なる場合は、先づ被紹介者の氏名を通じ、次に受紹介者中地位高き人を引合せ、其の他は列座の順に引合せものとす。

一、人に紹介せられたるときは、場合に依り名刺を出すことあるべし。先方の名刺を受けたるときは答禮として自己も亦名刺を出すを例とす。

第五節 訪問の心得

得 一般訪問の心得

一 一般訪問の心得

- 一、人を訪問するには成るべく名刺を持参すべし。
- 一、同時に數人を訪問する場合は先方の人毎に名刺を呈すべく、數人にて同時に訪問する場合亦各自の名刺を呈すべし。
- 一、知人の紹介なくして面識なき人を訪問するは禮にあらず。
- 一、年若き男女間の訪問は濫に之を爲さざるを禮とす。
- 一、濫に人を同伴して訪問する等、先方に迷惑を及ぼさざるやうに注意すべし。
- 一、訪問は急用の場合の外、成るべく早朝夜分及食事の時刻を避くべし。
- 一、特に面會を要する訪問は成るべく先方の都合を聞合せたる後にすべし。

一、人を訪問したるときは、取次の者に對して氏名を告げ、又は名刺を出して簡明に來意を述べし。

一、人を訪問したるときは、帽外套等を携へて客室に入らざるを禮とす。

一、客室等に案内せられたる際、主人未だ其の室に在らざるときは、相當の位置に着席して待つべし、主人出來りたるときは、椅子若くは座布團を離れて敬禮し、更に主人の進むるを待ちて復座すべし。

一、客室等に入りたるとき、主人既に其の室に在るときは、先づ主人次に同席者に對して挨拶を爲し、然る後主人の指圖に従て著席すべし。主人と應接中、主婦其の他家族の人其の席に出來りたるときは敬禮を爲すべし。

祝賀・告送別・
慰問及弔問等
の心得

一、人を訪問したる場合は速に其の用向を述べ、又先方繁忙の場合には、成るべく速に談話を了へて辭退し去るべし。
一、退出のときは挨拶を爲して靜に立出づべし。主人の見送は一應辭退すべし、他に來客ある場合には特に然りとす。

二 祝賀・告送別・慰問・弔問等の心得

一、祝賀・告送別・慰問及弔問等には、成るべく自ら訪問を爲すべし。此等の訪問を受けたるときは、答禮の訪問を爲すを禮とす。訪問に代ふるに書狀を以てする場合には鄭重に之を認むべし。
一、親戚知人の家に出産結婚縁組等の慶事ありて、其の披露を受けたるときは、必ず祝賀の訪問を爲し、又は祝賀の書狀を送るを禮とす。

一、病氣見舞の際には特に談話舉動等を慎むべし。病狀に依

りては、強ひて病牀に臨むに及ばず。

一、病氣見舞に對する答禮は全快の後に之を爲すを例とす。
一、災害見舞の際には必要に應じて援助を爲すべし。
一、家族に不幸ありたるときは、親戚・知人等に對して速に通知を爲すべし。通知用の葉書等は其の周圍に黒框を施したるものを用ふるを例とす。

一、親戚・知人等の家に不幸ありたるときは速に弔問を爲すべし、但し格別親厚ならざる間柄に在りては喪主及其の家族に面會を求むるは宜しからず。

一、弔問に對する答禮は忌明の後之を爲すべし。
一、會葬するときは、成るべく出棺前に其の宅に到り氏名を通じて葬送を爲すべし。但し場合に依り直に其の式場に到りて

葬儀に列するも妨なし。

- 一、會葬の際は靜肅を旨とし、哀悼の態を失はざるべし。
- 一、會葬者玉串を捧げ、又は燒香を爲す場合には、順次柩前に至りて敬禮し、少しく進みて之を行ひ、再敬禮して退くべし。
- 一、會葬の際は成るべく他人を訪問せざるを可とす。
- 一、會葬に對する答禮は成るべく速に之を爲すべし。

第六節 贈答の心得

贈答の心得

一、人に物を贈らんとするときは、誠意を表することを旨とすべく、身分不相應の贈物を爲し、若くは濫に之を爲すは禮にあらず。

一、贈物は場合に應じ、慣習に従ひて其の種類・數量等を適宜に

選定すべし。

注意

- (イ) 贈物は成るべく自作手製の物品、居住地の特産物等につき、先方の實用若くは嗜好に應ずべきものを選ぶを宜しとす。
- (ロ) 災害慰問の場合に於ける贈物は成るべく日用品を可とす。
- (ハ) 寫眞の贈答は親密の間の他は濫に之を爲さざるものとす。
- (ニ) 花を贈る場合には其の種類等に注意すべきものとす。
- 一、贈物の包紙は奉書・檀紙・杉原糊入等を二枚重ねて用ふるを正式とす、但し小き物は一枚を二つ折にして之を包むも差支なし、贈物を包むには、物を紙の相當の所に置き、先づ左右を折り次に右方を折るべし。金子及小き物等に在りては左右を折りたる上、更に上下を裏に折返して長方形と爲すべし。

一、贈物には物の大きに相當したる水引を掛け、又熨斗を添ふるを例とす、但し魚鳥類及凶事の贈物には熨斗を添へざるものとす。

一、水引は、慶事又は平常の贈物には、紅白又は紅金のもの、凶事の贈物には、黑白若くは白のものを用ひ、之を掛くるには、白若くは金を左にして兩輪に結ぶべし、但し婚姻縁組及凶事の場合には結切にするものとす。

一、贈物の表書は場合に應じ、包紙の中央上部に其の品目を記し、又は「粗品」「御禮」「薄儀」「寸志」「御祝」「御年玉」「御歳暮」「御餞別」「土産」「御見舞」「御香典」「御靈前」「御料」等の文字を記するを例とす。

一、自己の氏名を記せんとするときは包紙の左方下部、若くは

中央下部に之を書加ふべし。

一、贈物は臺又は盆等に載せ、先方に向けて出すを例とす。

一、贈物を進むるには、先づ相當の挨拶を爲し、物を出して後一禮すべきものとす。

一、贈物を受くるときは、先づ鄭重に之を受け、靜に上座に置き、一禮して先方の好意を謝すべきものとす。

一、贈物の袱紗、風呂敷若くは容器等を返すときは婚禮及凶事の場合の外、移紙を入るゝを例とす。袱紗、風呂敷は之を疊み、先方の器具に載せて返すべし。

第七節 集會の心得

一、總て集會に出席するときは時刻を違ふべからず。

集會の心得

- 一、準備を要する集會の通知ありたるときは、成るべく速に、參否を報ずべし。若し出席の旨を通知せし後、出席し難き故障を生じたる時は速に之を通知して違約を謝すべし。
- 一、出席したるときは、諸事係員の指揮に従ふべし、尙豫め會場の設備、集會の次第等を心得置くべし。
- 一、出入著席の際には先を争ふこと無く、座作進退を靜かにし、尊長老幼婦人、不具者を先にすべし。著席退散の際は、隣席の人に會釋すべし。
- 一、席次の定めなき集會に於ては上席を避くるを可とす。
- 一、屋内の集會に於ては帽外套襟卷等を著すべからず。
- 一、講話演説等の際は特に靜肅にし、已むを得ざる場合の外、中座退出せざるを可とす。

一、集會の席上に於ては、多數の人の解し難き言語を用ひ、若くは他人の惡感を惹くが如き舉動あるべからず。

師範
學校
新
修身
書
卷一
終

昭和八年九月二十五日印刷
昭和八年九月二十八日發行
昭和九年一月十日訂正再版印刷
昭和九年一月十三日訂正再版發行

師範學校新修身書

價 定		
卷一・二	各	金四十五錢
卷三	金	五拾錢
卷四・五	各	金五拾五錢

不	許
複	製

著 作 者 吉 田 靜 致
 發 行 者 株 式 會 社 寶 文 館
 東 京 市 日 本 橋 區 室 町 四 丁 目 五 番 地 八
 代 表 者 大 葉 久 治
 東 京 市 小 石 川 區 諏 訪 町 五 十 六 番 地
 堀 江 關 武
 印 刷 者

發 行 所 關 西 專 賣

東 京 市 日 本 橋 區 室 町 四 丁 目
 振 替 口 座 東 京 二 八 〇 番
 大 阪 市 西 區 阿 波 堀 通 四 丁 目
 振 替 口 座 大 阪 四 三 番

株 式 會 社 寶 文 館
 株 式 會 社 大 阪 寶 文 館





広島大学図書

2000014530

